

日付														
確認印														

※読んだらすぐに次の家に回しましょう



# お知らせ版

※お知らせ版・広報紙へのご意見・ご要望は、市役所総務課秘書広報係まで

ページ	掲載内容
2・3	募集(会計年度任用職員(事務補助職員)／県民向け手話講座受講生／会計年度任用職員(看護補助者業務職員(障害者対象)))、相談(無料人権相談所を開設／こころの健康相談会を開催／行政相談員に相談してみませんか／年金相談所開設のお知らせ／令和6年度移動援護相談を実施)
4・5	相談(県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催)、お知らせ(台風10号の影響による水道管の漏水に伴う減免について／台風10号災害により納税が困難な方へ／年金生活者支援給付金の手続きについて／戦没者遺骨のDNA鑑定の実施について／令和6年度の国民年金保険料の免除制度について／徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策／10月から2月まではウナギの採捕が禁止されています)
6・7	お知らせ(10月1日は「浄化槽の日」／台風10号災害による年金保険料免除に係る取扱いについて／悪質な住宅リフォームなど訪問販売にご注意ください／犬の登録および狂犬病予防注射を実施／令和6年度浄化槽設置整備事業補助金交付制度について／浄化槽の法定検査(定期検査)は必ず受検しましょう)
8・9	お知らせ(公的年金から引き落としの市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の額が10月から変わります／令和6年度集団災害訓練実施のお知らせ)、スポーツ・文化イベント情報、キッズだより
10	まちのカレンダー、枕崎弁「すんくじら狂句」

## 10月の納税

納期限：10月31日(木)

市県民税3期  
国民健康保険税4期  
介護保険料4期  
後期高齢者医療保険料4期

市税の納付はコンビニまたはスマートフォンアプリでもご利用いただけます。

- ・口座振替をされている方は、月末振替(土・日、祝日は翌日)となりますので、事前に残高確認をお願いします。
- ・納税は、便利で安心な「口座振替」をおすすめします。ご希望の方は、通帳と通帳印をご持参の上、市内金融機関または市役所税務課⑥番窓口で手続きをしてください。
- ・納期限内に納付がない場合は、本来納めるべき税金以外に督促手数料(1期100円)、延滞金(納期限1カ月経過までは年2.4%、1カ月経過後は年8.7%)が加算されますのでご注意ください。

問合せ 税務課管理収納係 TEL(73)2175(直通)

## 会計年度任用職員(事務補助職員)

希望者は、「枕崎市会計年度任用職員申込書兼履歴書」(市役所農業委員会事務局備付け)に必要な事項を記入し、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号)を添付して、農業委員会事務局に提出してください。

**募集人員** 1人

**応募資格** 11月1日から勤務できる方、パソコン操作(ワード・エクセルを使って、文書や表の作成)ができる方

**勤務時間** 午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始休暇を除く)

**報酬(月額)** 156,900～175,900円

**手当** 通勤手当(2km未満は支給なし)

**加入保険など** 社会保険(共済組合・厚生年金)、雇用保険、公務災害補償

**業務内容** パソコンでのデータ入力、戸籍調査、その他

**任用期間** 11月1日～令和7年3月31日

**応募締切** 10月4日(金)正午必着

**選考方法** 面接試験(採用予定者のみ健康診査)

**試験日時** 10月中旬(応募者全員に通知)

**問合せ・申込み** 農業委員会事務局農業振興係  
TEL76-1094

## 県民向け手話講座受講生

「かごしま県民手話言語条例(令和2年3月施行)」を踏まえ、県内手話の普及などに関する施策を推進するとともに、県民の手話に対する理解を深めるため、県民向けの手話講座を開催します。ぜひ、気軽に参加してください。

**日時** 10月17日(木) 午後2時～4時

**会場** 市民会館第1会議室

**対象者** 一般県民 **定員** 20名

**受講料** 無料

**内容** ①かごしま県民手話言語条例について、②聴覚障害に対する理解を深めよう(どのような障害?)、③聞こえない・聞こえにくい人とのコミュニケーションの取り方、④手話の練習(あいさつ、自己紹介、数字など)

**申込締切** 10月8日(火)

**問合せ・申込み** 福祉課障害福祉係 TEL76-1197

## 会計年度任用職員(看護補助者業務職員(障害者対象))

希望者は、「枕崎市会計年度任用職員申込書兼履歴書」(市立病院およびハローワーク備付け)に必要な事項を記入し、市立病院管理係へ提出してください。一定期間の応募者に対して、試験日時、場所を記載した受験票を送付します。なお、採用予定人員に達し次第、募集を中止します。

採用条件などについては、障害の内容・程度に応じて考慮しますのでご相談ください。

**募集人員** 1人

**応募資格**

- ・現在市内医療機関などに勤務していない、または退職予定の方
- ・身体障害者手帳(1級～6級)、療育手帳、児童相談所などが発行した知的障害の判定書および精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの交付を受けている者(申請中の者は不可)

**勤務時間** 午前8時30分～午後5時15分(7時間30分)

**報酬(月額)** 174,900～199,900円

**手当** 期末勤勉手当、通勤手当(2km未満は支給なし)

**加入保険など** 社会保険(共済組合・厚生年金)、雇用保険、労災保険

**業務内容** リハビリ室勤務(物理療法治療機器の操作、患者の移動補助業務、リハビリ室の環境整備)

**選考方法** 作文試験、面接試験(採用予定者のみ健康診査)

**問合せ・申込み** 市立病院管理係 TEL72-0303

## 無料人権相談所を開設

人権に関する相談所を次のとおり開設します。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

**日時** 10月10日(木) 午前10時～午後3時

**場所** 市民会館第5会議室

**相談内容** 人権に関することなど

**相談員** 地元人権擁護委員

**問合せ** 総務課秘書広報係 TEL72-0033

## こころの健康相談会を開催

こころの不調や引きこもり、認知症などで困りの本人や家族を対象に、公認心理師による無料相談会を開催します。

**日時** 10月18日(金) 午後0時45分～2時35分

**場所** 健康センター 相談室

**申込締切** 10月15日(火)

**申込方法** 相談は事前予約制となります。相談を希望される方は、電話で健康センターへ申し込みください。希望者が多数の場合は、相談日を調整する場合があります。

**問合せ・申込み** 健康センター TEL72-7176

## 行政相談員に相談してみませんか

行政相談所を次のとおり開設しますので、ぜひご利用ください。

**日時** 10月19日(土) 午後1時～4時

**場所** 市民会館応接室

**行政相談委員** 松山 智氏

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間のボランティアの方です。市民の皆さんと行政のパイプ役として、すべての市町村に1人以上委嘱されており、皆さんの相談相手として、役所のサービスや行政の仕組み、手続きに関する相談を受け付け、助言や関係機関に対する通知などを行っています。

なお、相談は、無料で秘密は守ります。

**問合せ** 鹿児島行政監視行政相談センター  
TEL099-224-3247

## 年金相談所開設のお知らせ

日本年金機構鹿児島南年金事務所の相談員が、国民年金・厚生(船員)年金に関する相談に応じます。

**日時** 10月3日(木) 午前10時～午後3時

**場所** 市民会館第5会議室

※「年金相談」は予約制です。予約の方が優先されます。予約のない方は、その日の相談ができない場合があります。

**予約先** 鹿児島南年金事務所 TEL099-251-3111

■たとえばどんな相談ができますか？

- ・国民年金や厚生年金の請求手続きができます。
- ・障害年金や遺族年金などの相談ができます。
- ・50歳以上の方に年金見込額を出すことができます。
- ・過去の年金記録を確認するお手伝いをします。

※国民年金保険料の納付はできません。

※相談当日は、基礎年金番号のわかるもの(基礎年金番号通知書・年金手帳・年金証書など)や個人番号がわかるもの(マイナンバーカードなど)をお持ちください。

※代理の方が来られる際は、委任状が必要です(家族の相談でも、委任状は必要です)。

■近隣市での相談も可能です。

10月17日(木) 南さつま市民会館 第一会議室

10月24日(木) 知覧夢郷館専門技術研修室

**問合せ** 市民生活課国民年金係 TEL76-1096

## 令和6年度移動援護相談を実施

戦傷病者や戦没者などの遺族に対する援護や軍人恩給に関する疑問などについて、県庁社会福祉課の職員が、皆さんの相談に応じます。

**相談内容**

- ・戦没者などの遺族に対する特別弔慰金
- ・戦傷病者や戦没者などの妻に対する特別給付金
- ・援護年金 ・旧軍人の恩給や扶助料
- ・そのほか、日ごろから援護や軍人恩給に関して、疑問に思っていること

**日時** 10月17日(木) 午前11時～午後2時

**会場** 知覧文化会館

**その他**

- ・予約は必要ありません。
- ・相談内容に関する資料をお持ちの方は、当日持参してください。
- ・県ホームページにも情報を掲載しています。

**問合せ** 県社会福祉課恩給係 TEL099-286-2828

## 県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

退職強要やパワハラなどの労働に関するトラブルで悩んでいませんか？

10月は「個別労働紛争処理制度に係る周知月間」です。労働者、事業主のどちらからでも、お気軽にご相談ください。

### ■合同相談会

鹿児島労働局、鹿児島県社会保険労務士会、県雇用労政課との合同相談会

**日時** 10月1日(火) 午前10時～午後4時(受付は午後3時30分まで)

**場所** 県庁15階 鹿児島県労働委員会

### ■定期相談会

**日時** 10月22日(火) 午後2時30分～午後5時(受付は午後4時30分まで)

**場所** 県庁15階 鹿児島県労働委員会

### ■休日相談会

**日時** 10月27日(日) 午前10時～午後4時(受付は午後3時30分まで)

**場所** 県庁15階 鹿児島県労働委員会

※電話による相談(相談専用ダイヤル099-286-3943)もできます。

※事前申込みは不要ですが、お待たせしないために、事前予約をお勧めします。

### 問合せ

鹿児島県労働委員会事務局(県庁15階)

TEL099-286-3943 FAX099-286-5653

## お知らせ

### 台風10号の影響による水道管の漏水に伴う減免について

8月28日から29日にかけて接近した台風10号の影響による水道管(および給湯管)の破損などに伴い、漏水があった方には、水道料金や下水道使用料の減免を行います。

該当される方は、水道課までお問い合わせください。

なお、既に水道課から減免のお知らせがあった方については、連絡の必要はありません。

**問合せ** 水道課管理係 TEL72-0224

## 台風10号災害により納税が困難な方へ

この度の台風10号により被害を受けられた皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

税金は納期限までに納めなければなりません。が、台風災害により市税を一時に納付することができない方のために、一定の要件に該当する場合に納税が猶予される制度があります。

猶予が許可された場合、1年間の範囲で、納税者の収支状況などに応じて最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限って、分割して納税することができます。

**問合せ** 税務課管理収納係 TEL73-2175

## 年金生活者支援給付金の手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。令和6年度に新たに対象となる方には、9月上旬より日本年金機構からハガキ(年金生活者支援給付金請求書)が送付されます。ハガキが届いた方は、12月末(日本年金機構必着)までに提出してください。

※令和7年1月6日までに請求書が届くように投函されなかった場合、令和7年2月分以降からのお支払いとなり、令和6年10月分から令和7年1月分までの給付金は受け取ることが出来ませんので注意してください。

なお、昨年も受給しており、引続き支給要件に該当した方は、継続して支給されます(手続きは不要)。また、支給金額が変更となる方には「支給金額変更通知書」を、不該当となった方には「不該当通知書」が送付されます。

### 対象者・条件

#### ■高齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上である。
- ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約89万円以下である。

上記3つの要件を全て満たしている必要があります。

#### ■障害・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が約472万円以下である。

**問合せ** 市民生活課国民年金係 TEL76-1096

## 戦没者遺骨のDNA鑑定の実施について

厚生労働省では、DNA鑑定により戦没者遺骨の身元を特定して遺族のもとへ遺骨を返還する事業を行っており、令和3年10月から下記の全ての地域の戦没者の遺骨について、遺族からの申請を募り、鑑定を実施しています。DNA鑑定にかかる費用は全額国が負担します。戦没地が不明などお迷いの方もまずはご相談ください。

**対象地域** 硫黄島、インド、インドネシア(西部ニューギニア含む)、沖縄、樺太、旧ソ連など(旧ソ連・モンゴル)、タイ、中部太平洋地域(ウエーク島・ギルバート諸島・トラック諸島・パラオ諸島・マーシャル諸島・マリアナ諸島・メレヨン島)、東部ニューギニア、ノモンハン、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー(ビルマ)

**問合せ** 厚生労働省社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室 TEL03-3595-2219

## 令和6年度の国民年金保険料の免除制度について

令和6年度の国民年金保険料の免除制度の受付が7月1日より始まっています。お早目にお手続きをお願いします。保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」また「一部免除」する制度があります。

全額免除＝保険料の全額を免除

一部免除＝保険料の一部を免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

保険料の納付が難しい時には、未納のまま放っておかず国民年金保険料免除制度をご利用ください。申請・手続きについては、市民生活課国民年金係にお問い合わせください。

国民年金は、あなたの助けになります。もしも  
のため、将来のため、保険料を納めましょう。

**問合せ** 市民生活課国民年金係 TEL76-1096

## 徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策

～みんなで協力してピンチを避けよう！～

9月から10月は、さつまいもの収穫や野菜の植え付け準備など、農作業が忙しくなります。

家庭や地域で声をかけ合い、農作業事故を起こさないように安全対策に努めましょう。

- ①農業者へ、家族や知人の方からの「声かけ」を実施しよう。
- ②こまめに水分補給を行うなど、熱中症対策に気をつけよう。
- ③ほ場周辺の危険箇所を確認し、改善・補強または回避しよう。
- ④トラクターに安全キャブ・安全フレームを装着し、運転時にはヘルメット、シートベルトを着用しよう。
- ⑤農業機械の定期的な点検・整備を行い、整備不良による事故を防ごう。
- ⑥無人航空機利用の農作業(農薬散布など)では、作業前に、ほ場周りの障害物や風向きを確認し、接触事故を防止しよう。

**問合せ** 農政課農政係 TEL76-1185

## 10月から2月まではウナギの採捕が禁止されています

～産卵のために海へ下るウナギを守りましょう～

近年、シラスウナギ(ウナギの稚魚)の不漁が続くなど、ウナギ資源の急激な減少が見られます。このため、鹿児島県内水面漁場管理委員会、鹿児島海区漁業調整委員会、熊本海区漁業調整委員会では、ウナギを保護するため、ウナギが産卵のために海へ向かう時期を禁漁とする委員会指示を出しました。漁業従事者だけでなく、一般の釣り人なども対象となります。

**禁止期間** 毎年10月1日～2月末日(5カ月間)  
**採捕できないウナギ** 全長21cmを超えるウナギ  
※全長21cm以下のウナギは通年で採捕が禁止されています。

**禁止区域** 県内(奄美群島は除く)の河川、湖沼など、および海面

**問合せ** 県水産振興課 TEL099-286-3428

水産商工課水産振興係 TEL73-1092

## 10月1日は「浄化槽の日」

この日は、浄化槽に関する制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたのを記念して設けられました。

浄化槽は、家庭から出る雑排水やし尿を処理し、キレイな水に戻してから川へ放流する設備です。使い方を誤ったり、維持管理を行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭を招くなど環境衛生の面からも好ましくありません。美しい環境を未来へ残すためにも、適正な維持管理をお願いします。

**問合せ** 市民生活課環境整備係 TEL76-1097

## 台風10号災害による国民年金保険料免除に係る取扱いについて

令和6年台風10号に伴う災害により、住宅などの財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者については、申請により国民年金保険料の免除を受けることが可能です。

**問合せ・手続き** 市民生活課国民年金係  
TEL76-1096

## 悪質な住宅リフォームなど訪問販売にご注意ください

瓦や壁の塗装、瓦のふき替えなど、住宅リフォームなどに関する相談が鹿児島県内の消費生活センターに寄せられています。契約後、工事材料の購入のため工事代金の半額から全額の前払いを求められたり、数か月たっても工事が進まなかったり、クーリング・オフに応じてもらえないなどのトラブルが発生しています。

突然の業者の訪問にはご注意ください。勧誘されてもその場ですぐに契約せず、複数の見積もりを比較するなど、慎重に検討しましょう。できるだけ費用の全額を前払いすることは避け、工事途中での追加の支払いの要求には応じないようにしましょう。

訪問販売で契約した場合、8日以内なら無条件で解約できるクーリング・オフ制度があります。おかしいと思ったら、早めに消費生活センターなどにご相談ください(消費者ホットライン188)。

**問合せ** 水産商工課商工振興係 TEL76-1667

## 犬の登録および狂犬病予防注射を実施

令和6年度の犬の登録および狂犬病予防注射を次の日程で行います。

生後91日以上の子犬を飼育している飼い主は、狂犬病予防法により、生涯1度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。これに違反すると20万円以下の罰金が科せられます。生後91日以上で未登録の子犬と今年4月以降に予防注射を受けていない犬が対象となります。

### 日時・会場

月日・曜日	場所	時間	月日・曜日	場所	時間
10月16日(水)	田布川公民館	9:00～9:15	10月17日(木)	大塚公民館	9:00～9:25
	木場公民館	9:30～9:55		下野原公民館	9:40～10:00
	城山センター	10:10～10:40		田中公民館	10:15～10:35
	山口公民館	10:55～11:25		塩屋公民館	10:50～11:20
	瀬戸口公民館	11:40～11:55		東白沢公民館	13:10～13:25
	亀沢公民館	13:10～13:30		俵積田公民館	13:40～14:05
	新町公民館	13:45～14:05		下山公民館	14:20～14:35
	木原公民館	14:20～14:45		市役所	15:00～16:00
	市役所	15:00～16:00			

- ・料金は、注射料2,850円および済票交付代550円を合わせて3,400円ですが、初めて登録する場合は、登録料3,000円と合わせて6,400円になります。
- ・飼い犬が死亡した場合は、死亡届の提出が必要となります。また、他人から譲り受けた犬は、所有者の変更届が必要となります。届け出用紙は、当日注射会場にも準備してありますので、印鑑をご持参ください。

**問合せ** 市民生活課環境整備係 TEL76-1097

## 令和6年度浄化槽設置整備事業補助金交付制度について

単独処理浄化槽や汲取り便槽はトイレの排水は処理されていますが、台所やお風呂の排水は未処理のまま近くの道路側溝や川に流れています。環境衛生という観点からもこの状況は好ましいものではありません。そこで市では、川や海をきれいにするために令和6年度は下記の金額で専用住宅の合併処理浄化槽の設置費用にかかる経費に対して補助金を交付しています。※下水道区域内は対象外

### 補助金の額

補助の種類	5人槽	7人槽	10人槽
浄化槽設置費(新設)	166,000円	207,000円	274,000円
浄化槽設置費(切替)	332,000円	414,000円	548,000円
単独処理浄化槽の撤去費	上限120,000円		
汲取り便槽の撤去費	上限90,000円		
廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用	上限90,000円		
単独槽または便槽撤去に伴う宅内配管工事費	上限300,000円 (建築物の建て替えによる場合は対象外)		

※合併浄化槽から合併浄化槽へ入替の場合は補助対象外です。

※住宅販売を業とする方は対象外です。

※工事着工前に必ず申請し交付決定を受けてください。交付決定前に着工した場合、補助金は交付できません(令和7年3月上旬までに工事完了すること)。

**問合せ** 市民生活課環境整備係 TEL76-1097

## 浄化槽の法定検査(定期検査)は必ず受検しましょう

浄化槽管理者(使用者または設置者)は公衆衛生と生活環境を守るため、保守点検、清掃の実施とは別に、毎年1回の法定検査(定期検査)の受検が定められています。定期検査では、浄化槽の保守点検および清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、併せて浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい水質検査を行います。

また、県では、10人槽以下の定期検査において、国が定める浄化槽ガイドライン検査から、検査内容を効率化した検査方法を実施しています。検査実施年を4年周期とし、4年に1回の検査員による検査と4年に3回の採水員による検査を組み合わせることで実施します。国の指導で、他県と同様に毎年検査することになりますが、1回あたりの検査手数料は引き下げられます。

### 検査手数料

区分	10人槽以下の法定検査	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
基本検査・ガイドライン検査(4年に1回)	5,000円	4,000円
採水員検査(4年に3回)	3,000円	3,000円

※法定検査は県知事の指定を受けた(公財)鹿児島県環境保全協会が行います。

※日程については、事前に(公財)鹿児島県環境保全協会からハガキでお知らせいたします。

※検査結果は、保健所や土木事務所、市町村に報告され、必要に応じて指導が行われます。なお、この検査を受けない場合は行政指導の対象となります。行政指導対象の浄化槽は改善されるまで採水員検査の対象とならないためガイドライン検査となります。

### 問合せ

・鹿児島県知事指定検査機関(公財)鹿児島県環境保全協会 TEL099-296-9000

<http://www.kagoshima-kankyuu.or.jp/>

・鹿児島県生活排水対策室 TEL099-286-3685 ・市民生活課環境整備係 TEL76-1097

## 公的年金から引き落としの市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の額が10月から変わります

地方税法などの規定により、65歳以上の年金受給者の方(世帯)に係る市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料については、年金からの引き落とし(特別徴収)となっています。

	公的年金の所得に係る市・県民税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
既に年金からの引き落としとなっている方	<p>○4月・6月・8月(仮徴収の納付月)は、前年度の年金に係る税額の2分の1に相当する額を3回に分けて年金から引き落とされています。10月以降は「本徴収」の額で年金から引き落とされます。</p> <p>○各納付月(10月・12月・2月)に年金から引き落とされる額は、確定した公的年金に係る市・県民税の年税額から仮徴収した額を差し引いた残りの税額の3分の1となります。</p> <p>※各納付月に年金から引き落とされる額は、6月に送付した納税通知書で確認ください。</p>	<p>○4月・6月・8月(仮徴収の納付月)に2月分(前年度分)と同額で年金から引き落とされています。10月以降は「本徴収」の額で年金から引き落とされます。</p> <p>○各納付月(10月・12月・2月)に年金から引き落とされる額は、確定した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年税額から、仮徴収した額を差し引いた残りの税額の3分の1となります。</p> <p>※各納付月に年金から引き落とされる額は、8月に送付した納税通知書で確認ください。</p>
今年度初めて年金からの引き落としとなる方・今年度再び年金からの引き落としとなる方	<p>10月支給の年金から引き落とされます。</p> <p>納付月(10月・12月・2月)</p>	<p>10月支給の年金から引き落とされます。</p> <p>納付月(10月・12月・2月)</p> <p>※8月支給の年金から引き落とされている場合もあります。</p>
年金からの引き落としが中止となり、個人で窓口・口座振替納付となる方	<p>対象の方が亡くなられた場合など</p>	<p>○年金支払者から年金からの引き落としができない旨の連絡があった場合</p> <p>○65歳未満の方が新たに被保険者となった場合(国民健康保険税のみ)など</p>

※いずれの場合も納める年税額に変更はありません。

**問合せ** 課税に関すること 税務課課税係 TEL76-1066  
納付に関すること 税務課管理収納係 TEL73-2175

### 令和6年度集団災害訓練実施のお知らせ

10月12日(土)午後2時から4時まで、令和6年度枕崎市集団災害訓練を枕崎市消防本部南側訓練場および立神神社周辺で実施します。

当日は鹿児島県消防・防災ヘリコプター「さつま」や鹿児島県ドクターヘリコプターなどの飛来により、周辺地域への騒音や吹きおろしによる風の影響なども予想されます。ご迷惑をお掛けすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

**問合せ** 消防本部警防課警防係 TEL76-1252

<b>スポーツ・文化イベント情報</b>	
問合せ 文化	TEL72-9998
スポーツ	TEL76-6151

～文化イベント～

**キン・シオタニ展 ～絵と題名～**

東京生まれで枕崎をたびたび訪れている『旅するイラストレーター』キン・シオタニ氏による展覧会を開催中です。ユニークな作品を通して、アートの面白さだけでなく、枕崎を題材とした作品もあり、普段気づかない枕崎の良さを伝える展覧会です。

**開館時間** 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

**会期** 9月15日(日)～10月16日(水)

※月曜休館 月曜が祝日の場合は翌日休館

**観覧料** 一般＝200円、高校・大学生＝100円、中学生以下＝無料

～スポーツイベント～

**市民ダンス練習会**

10月20日(日)に開催する市民運動会において、市民ダンスを実施します。

今年は、「東京ブギウギ」に合わせたダンスとなっています。

下記の日程で、練習会を開催しますので、市民の皆さんの参加をお待ちしています。

**練習日** 10月5日(土)、15日(火)

**時間** 午後6時～8時

※5日は体力テスト終了後開催します。

**会場** 総合体育館

**講師** スポーツ推進委員

**曲目** 東京ブギウギ

**オクトーバー・ラン&ウォーク2024**

オクトーバー・ラン&ウォーク2024はスマホアプリを利用して、個人ランキングや全国ふるさと対抗ランキングなど、さまざまなランキング形式で競いながらウォーキングやランニングを楽しむ全国自治体参加型のオンラインイベントです。市民の皆さんの参加をお待ちしています。

詳しくは、本紙綴込みチラシをご覧ください。

**開催期間** 10月1日(火)～31日(木)

**参加費** 無料

公式ホームページはこちら⇒



<b>キッズだより</b>	
問合せ 子育て支援センターキッズ	TEL72-0382

子育て支援センター「キッズ」では、乳児・幼児および保護者が相互の交流を行う場を開設しています。子育て中の親子であればどなたでも無料で利用できます。

**場所** 立神海の風こども園(中央町261)

**開放日** 毎週月～金曜日

**開放時間** 午前8時30分～午後1時30分

**10月の行事(午前10時から)**

日	曜日	行事の内容	要予約
8	火	園庭遊び 試食会	○
9	水	ヨガ教室	
11	金	誕生会	
16	水	ベビーマッサージ教室	○
18	金	芋掘り	
22	火	音楽遊び	
23	水	ママちゃれんじデー ～マクラメ編み～	
24	木	読み聞かせ	
28	月	ドライヘッドスパ体験	○
30	水	公園遊び(台場公園:現地集合)	

※8日(火)の園庭遊び、30日(水)の公園遊びは、雨天の場合、キッズルームで遊びます。

※18日(金)の芋掘りは、雨天の場合、中止になります。詳細は、上記問合せ先に確認してください。

※活動は変更または中止になることもありますので、予めご了承ください。

※要予約の活動は、少人数限定になっているものもありますので、早めにお申し込みください。

**○相談支援事業について**

未就園児の保護者を対象にお子様の発育などの心配事に対する「相談支援事業」を実施しています。

**相談日** 毎週水曜日・木曜日

**時間** 午後2時～4時

※上記問合せ先へ電話での予約が必要です。



# 10月 まちのカレンダー

※「◎」は高齢者元気度アップ・ポイント事業の対象事業です。

●兼題「まだ(未だ・再度・又・股・それ以上に)」

いまずいで 一番のうがせに やられたみれー！  
 野菜ん苗 まだ植えんつに 穫った気分  
 未だ五十路ち 思ちよったなら 杖ん八十路  
 まだハラゴ めに日ぶとっどん 飽らんとな？  
 まだばいの 膏薬も昭和ん時代まで  
 (唱) ひちちつ先が ボヤしてならんど

(貧農園太夫) (日之出)  
 (アメリカボケ) (無塩ちゃん)  
 (サキ工さん)

日(曜日)	行事名	場所・時間	問合せ
3日(木)	◎男性料理教室	健康センター 10:00~11:40	健康センター 72-7176
7日(月)	初妊婦講座・母子健康手帳交付	健康センター 9:00~11:40	健康センター 72-7176
9日(水)	◎男性料理教室	健康センター 10:00~11:40	健康センター 72-7176
17日(木)	子育てサロン	健康センター 10:00~11:40	健康センター 72-7176
	◎男性料理教室	立神センター 10:00~11:40	健康センター 72-7176
18日(金)	市民あいさつ運動	市民全体で声かけ・あいさつに取り組みましょう。	市民会館 72-2221
22日(火)	母子健康手帳交付	健康センター 9:00~11:40	健康センター 72-7176
26日(土)	「料理体験」 ピザ作り	桜山地区公民館 13:30~15:30 【対象】小・中学生	桜山地区公民館 72-2267
	◎お抹茶を楽しむ会	枕崎地区公民館 10:00~11:30 【対象】小学生・一般	枕崎地区公民館 72-9289

あよまだがしに しめとちらしん わげえーだい  
 誕生日 まだ年金に とじかんど  
 やってみせ 言って聞かせて まだ終わらん  
 まだまだまだし 土俵際なる 粘り腰  
 また、つわれ 一期一会し！ち 返すおじ  
 (唱) よせいだっどって ちまんちまんしたちまあ

(61歳姐さん) (工事くん)  
 (長屋場所) (青年会議所OB)  
 (唱) ちゃんサネ

謎掛け  
 「遅刻」とかけて  
 「悪癖」ととく  
 そのころは？  
 ※ページの右下に答え

■来月の兼題  
 「通(通り・通じ・通い・通達・内通…)」  
 ※投稿は、総務課秘書広報係まで

**定額減税補足給付金(調整給付金)の手続きはお済みですか**  
 定額減税補足給付金(調整給付金)について、給付対象の方へ令和6年9月初旬に「確認書」または「お知らせ(プッシュ型)」を送付しています。  
 手続きが済んでいない方は、早目の手続きをお願いします。  
 ■「確認書」が届いた方  
 提出期限日 令和6年10月31日(木)  
 ■「お知らせ(プッシュ型)」が届いた方  
 マイナポータルに登録されている公金受取口座に給付金を振込します。  
**※詳しくは、送付されたリーフレットを再度ご覧ください。**  
 問合せ 税務課 調整給付金専用 TEL72-2227

**マイナンバーカードに関する窓口時間延長・日曜日開庁について**  
 仕事などで平日の昼間に市役所に行くことができない方のために、窓口時間の延長および日曜日の開庁を行っています。併せて、住民票の写し・印鑑登録証明書(印鑑登録証持参)も発行できます。※どちらも本人確認書類が必要です。  
 ■時間延長 毎週木曜日 午後7時30分まで  
 ■日曜日開庁 毎月第2日曜日 午前8時30分~正午  
 問合せ 市民生活課市民係 TEL76-1093

**市政へのご意見・提言の窓口**  
 〒898-8501 枕崎市千代田町27番地 枕崎市役所 総務課秘書広報係  
 電話 72-1111(代表) 72-0033(直通) FAX72-9436  
 E-mail koho@city.makurazaki.lg.jp  
 市ホームページ <https://www.city.makurazaki.lg.jp>

■謎かけの答え=またしたねえ(待たしたねえ・また、したねえ)